

## 松江市 3D 都市モデル整備業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の趣旨

本業務は、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業を活用し、松江市都市計画基本図作成及び修正、3D 都市モデル整備、ユースケースの開発をすることで、まちづくりのデジタル・トランスフォーメーションを実現することを目的とする。

松江市の地勢、実情をふまえた企画提案を行うことができる事業者のうちから公平かつ適正に優先交渉権者の選定を行うため、公募型プロポーザル方式によるものとする。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 松江市 3D 都市モデル整備業務委託
- (2) 業務期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 24 日（月）
- (3) 業務内容 「松江市 3D 都市モデル整備業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (4) 提案上限額 99,166,100 円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案上限額は、企画内容の規模を示すもので、契約時の予定価格ではないことに留意すること。なお、提案価格（参考見積）が提案上限額を超える場合は、失格とする。

### 3 参加資格要件（応募条件）

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 令和 4・5・6 年度松江市競争入札参加資格を有していること。
- (4) 松江市から指名停止措置、入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 単独企業による参加であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (8) 本委託事業の実施にあたり、本事業の趣旨を十分に理解し、必要とされる業務経験を有した者を従事させ、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (9) 令和元年度以降において、以下①及び②の実績があること。

- ① 国土交通省 Project PLATEAU に準じた 3D 都市モデル整備
  - ② 国または地方公共団体における都市計画基本図の作成または修正業務
- (10) IS09001 (品質マネジメントシステム) を取得していること。
- (11) IS027001 (情報セキュリティマネジメントシステム) 及び JISQ15001 (プライバシーマーク) を取得していること。
- (12) 委託期間中、適宜、本市担当者と協議することが可能であること。

#### 4 スケジュール

項目	期間等
実施要領等の公開	令和 6 年 4 月 15 日 (月)
質問書の提出期限	令和 6 年 4 月 23 日 (火) 17 時必着
質問書に対する回答	令和 6 年 4 月 26 日 (金)
参加表明書提出期限	令和 6 年 5 月 7 日 (火) 17 時必着
辞退届の提出期限	令和 6 年 5 月 22 日 (水) 17 時必着
企画提案書の提出期限	令和 6 年 5 月 22 日 (水) 17 時必着
(プレゼンテーション詳細の通知)	令和 6 年 5 月 24 日 (金) (予定)
プレゼンテーションの実施	令和 6 年 5 月 29 日 (水) 午後 (予定) 会場：松江市役所 第二常任委員会室
選定結果通知	令和 6 年 6 月 3 日 (月) (予定)
契約締結	令和 6 年 6 月 17 日 (月) (予定)

#### 5 募集について

- (1) 実施要領等の公開 令和 6 年 4 月 15 日 (月)
- (2) 書類配布  
本市のホームページに掲載する。各様式についても、同様に掲載する。  
※郵送、メール等による配布は行わない。
- (3) 配布資料
- ① 松江市 3D 都市モデル整備業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領 (以下「実施要領」という。)(本書)
  - ② 仕様書 (別紙 1)
  - ③ 松江市 3D 都市モデル整備業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準表 (以下「審査基準表」という。)(別紙 2)
  - ④ 誓約書 (様式 1)
  - ⑤ 参加表明書 (様式 2)
  - ⑥ 会社概要 (様式 3)
  - ⑦ 業務実績報告書 (様式 4)

- ⑧ 企画提案書（様式 5）
- ⑨ 配置予定技術者調書（様式 6）
- ⑩ 提案見積書（様式 7）
- ⑪ 質問書（様式 8）
- ⑫ 辞退届（様式 9）

## 6 参加表明

プロポーザル応募者は、次の書類を紙媒体 1 部ずつ提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 誓約書（様式 1）
- ② 参加表明書（様式 2）
- ③ 会社概要（様式 3）
- ④ 業務実績報告書（様式 4）
- ⑤ ISO9001（品質マネジメントシステム）、ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）、JISQ15001（プライバシーマーク）の認証取得証の写し

(2) 提出期限 令和 6 年 5 月 7 日（火）17 時必着

### (3) 提出方法

「12 問い合わせ先及び提出先」に持参又は書留郵便（又はそれに準ずる送付方法）により提出すること。持参にて提出の場合は、提出日時をあらかじめ担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は、原則として、9 時から 17 時まで（正午から 13 時まで及び土日祝日を除く）とする。

### (4) その他

参加表明書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 9）を令和 6 年 5 月 22 日（水）17 時まで、持参又は書留郵便（又はそれに準ずる送付方法）により提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

## 7 企画提案

プロポーザル応募者は、次の書類を紙媒体で指定する部数と、電子データ PDF（DVD-R にて提出）を提出すること。

企画は 1 者 1 提案とし、参加表明書（様式 2）の提出のない者による企画提案書類の提出は一切受け付けない。

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式 5） 2 部（正本 1 部、副本 1 部）
- ② 配置予定技術者調書（様式 6） 1 部
- ③ 提案見積書（様式 7） 1 部
- ④ 見積内訳（自由様式） 1 部

⑤ その他参考資料（任意） 1部

(2) 企画提案書の内容

ア 表紙に、提出者及び連絡担当者を記載すること。

イ A4 サイズ、両面印刷可、最大 20 ページまでとする。A3 サイズの折り込みは可とするが、2 ページ扱いとする。

ウ フォントサイズは 11 ポイント以上（図表中の文字については除く）で、わかりやすく明瞭に記載すること。

エ 本業務における提案の全体像（実施方針、実施体制、実施フロー及び工程表）は、A4 サイズ片面 2 枚で記載すること。

オ 以下の特定テーマについて、1 テーマにつき A4 サイズ片面 2 枚を上限として記載すること。

① 都市計画基本図作成及び修正について（仕様書（別紙 1）に基づくもの）

② 3D 都市モデル整備について（仕様書（別紙 1）に基づくもの）

③ ユースケース開発について（仕様書（別紙 1）に基づくもの）

④ 3D ビューワの構築について（仕様書（別紙 1）に基づくもの）

⑤ 本市における 3D 都市モデルの利活用や普及促進について

カ 独自提案があれば、上記オ①～⑤に含めて記載するか、別途記載すること。その際、独自提案であることを明確に示すこと。

(3) 提出期限 令和 6 年 5 月 22 日（水）17 時必着

(4) 提出方法

「12 問い合わせ先及び提出先」に持参又は書留郵便（又はそれに準ずる送付方法）により提出すること。持参にて提出の場合は、提出日時をあらかじめ担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は、原則として、9 時から 17 時まで（正午から 13 時まで及び土日祝日を除く）とする。

(5) その他

ア 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

① 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。

② 指定する様式及び実施要領（本書）に示した条件に適合しないもの。

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

④ 虚偽の内容が記載されているもの。

⑤ 前記「2 (4) 提案上限額」を超えたもの。

⑥ 仕様書（別紙 1）の要件に適合しないもの。

⑦ 前記「3 参加資格要件（応募条件）」を満たしていない者による企画提案等。

イ 制約事項等

- ① 提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- ② 提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④ 提出された書類等は、提出期限後の差替え及び再提出は受け付けない。
- ⑤ 提出された書類等は、全て返却しない。
- ⑥ 提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

## 8 質問期限及び回答

### (1) 質問のできる者

実施要領（本書）及び仕様書（別紙1）等に対して質問のできる者は、前記「3 参加資格要件（応募条件）」を満たしている者で、かつ参加表明書類を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。

### (2) 質問書の提出期限 令和6年4月23日（火）17時必着

### (3) 質問方法

「12 問い合わせ先及び提出先」に質問書（様式8）を電子メールで送信するものとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認をすること。

### (4) 回答

質問及び質問に対する回答は、令和6年4月26日（金）に、本市ホームページに掲載する。また、当該質問に対する回答は、実施要領（本書）及び仕様書（別紙1）等を補足する効力を有するものとする。

### (5) その他

ア 評価基準に関する質問は受け付けない。

イ 質問を行った者の名称は公表しない。また、電子メール以外によるものは対応しない。

## 9 企画提案に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

### (1) 実施時期 令和6年5月29日（水）午後（予定）

※詳細な日時については別途通知による。

### (2) 実施場所 島根県松江市末次町86 松江市役所 第二常任委員会室

### (3) 時間配分 各提案者の持ち時間は35分とする。

※準備5分、プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度を目安とする。

### (4) 実施方法

ア 企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施すること。新たな提案は認めない。

イ プレゼンテーションでシステムのデモンストレーション等を行う場合には、一般的な自治体のネットワーク環境を考慮したものとすること。

ウ モニターは本市において準備するが、その他必要な機材は提案者が準備すること。

(5) 注意事項

ア プレゼンテーションは対面式で行うこと。ただし、質疑応答については、オンラインでの参加も可とする。この場合、提案者にて必要な環境を整えること。

イ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

## 10 事業者の選定・審査・契約

- (1) 選定に当たっては、松江市 3D 都市モデル整備業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、前記「7 企画提案」及び前記「9 企画提案に関するプレゼンテーション」の内容を総合的に審査して選定する。
- (2) 選定は、審査委員会が審査基準表（別紙 2）に基づき審査する。
- (3) 審査は、委託候補者の優先順位を決定するものであり、本市は、審査の結果選定された優先交渉権者（最高得点者）と、委託契約の締結に向けた仕様書等の詳細協議を行うものとする。
- (4) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。
- (5) 評価点が満点の 6 割に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。
- (6) 優先交渉権者と協議し、仕様書等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、仕様書（別紙 1）及び優先交渉権者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と優先交渉権者との協議・調整の上、内容を決定する。なお、優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の事業者との協議を行う。また、以降も同様とする。
- (7) 審査の結果は、参加表明書（様式 2）に記載の連絡担当者に対して、文書で通知する。また、本市ホームページには審査結果を公表する。ただし、選定理由等についての問い合わせには応じない。

## 11 その他

(1) 費用負担

企画提案書の作成・提出及びプレゼンテーションの実施等、本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に本市の承認を得ることとする。なお、企画提案時点では再委託を予定することについて承認を

得る必要はない。

(3) 契約保証金

免除する。

## 12 問い合わせ先及び提出先

松江市 まちづくり部 都市政策課 担当：奈良井、中司

〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地

電話：0852-55-5373 / 電子メールアドレス：t-plan@city.matsue.lg.jp